

知らなげや恥かく

判例の常識(22)

判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

不使用取消審判棄却
の取消訴訟【東京高裁 平成16(行ケ)312
商標権 行政訴訟事件】

本件は、指定商品に含まれる「薬用ハンドクリーム」について登録商標と社会通念上同一の商標の使用を証明したことから、本件商標の指定商品中「化粧品」に係る登録に対する不使用取消審判が棄却され、この審決の取り消しを求めたものである。

被告の提出した使用証明では、容器表側に「PLANT」、「HANDCARE」の二段書き、その下に「medicated」、「CREAM」と記載され、下部には「OPALCOSMETICS」との表示がある。容器背面には、最上段に「プラントハンドケア薬用クリーム」の文字が記載され、その下に順に、効能書き、使用方法、価格表示などが記載されている。このため、原告は、この「PLANT」/「プラント」は、「HAND CARE」(手入れ)、「medicated」薬用と同様に、「植物に由来する成分」を意味すると誤認されるので、品質表示にすぎず、自他商品識別機能を果たされないから、商標として使用されているとは言えないため、不使用により取り消されるべきものであると主張する。

しかしながら、「PLANT」/「プラント」以外の語句である「HAND CARE」、「medicated」、「CREAM」の表示は化粧品(クリーム)に使用した場合には、いずれも化粧品と密接に関連する意味を有し、一体となって、「手を手入れする薬用クリーム」という観念が生じ、取引者、需要者に対し商品の出所について格別の印象を与えるものではないが、「PLANT」/「プラント」は、これらの語句とは異なり、化粧品の品質、用途等を直接表示するものではないし、特に化粧品と関連する意味を有しているわけではない。たしかに、「PLANT」/「プラント」は、「植物」を意味する語であるが、「工場設備」を意味する語でもあるから、化粧品に使用したことをもって、「植物」という観念が生じるとは即断できず、「植物」という観念が生じるとしても、使用商品の品質、用途等を直接表示するものではなく、特に使用商品と関連した意味を有しているわけでもないから、「植物に由来する成分」という観念が生じるとまでは認め難いと判示し、原告の主張を退けた。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・光野文子)

インクジェットプリンタ用
インクタンク事件【H16.12.8東京地裁 平成16(ワ)8557
特許権 民事訴訟事件】

本件は、インクジェットプリンタ用のインクタンクに関する物と製造方法の特許権を有する原告が、上記特許権の実施品である原告製品の使用済み品を利用して製品化された被告製品を輸入する被告に対し、上記特許権に基づき、製品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めたのに対し、被告が特許権の消尽等を主張してこれを争った事案である。

判決では、インクの詰め替えは製品の修理の範囲内で新たな生産には当たらず、国内でも海外でも、原告がインクタンクを販売した時点で特許権が消尽しており、特許侵害を構成しないとした。

本件では、リサイクル品と特許消尽との関係について、「本件インクタンク本体は、インクを使い切った後も破損等がなく、インク収納容器として十分再利用することが可能であり、消耗品であるインクに比し耐用期間が長い関係にある。この点は、撮影後にフィルムを取り出し、新たなフィルムを装填すると、裏カバーと本体との間のフック、超音波溶着部分等が破壊されてしまう使い捨てカメラ事件判決の事案とは大きく異なっている。そして、液体収納室の上面に注入孔を開ければ、インクの再充填が可能である。」と述べて、「使い捨てカメラ事件」(東京地裁：平成8(ワ)16782)を引合いに出し、元の製品の破壊の程度を消尽判断の一基準としていることが注目される。

また判決では、「特許された製造方法により生産された製品を譲り受けた者が、当該製品を使用し譲渡等する権利に基づき、その製品の寿命を維持又は保持するために当該特許製品を修理することができることは、物の特許の場合と同様であり、製造方法の特許についてだけ構成要件の一部に該当する行為があれば当然特許権侵害となると解すべき理由はない。したがって、物を生産する方法の特許の場合も、物の特許の場合におけると同様な考慮要素を総合して新たな生産か修理かを判断する必要があるというべき」と判示し、製造方法の特許発明についても、新たな生産に該当するものでないため、特許権が消尽しており、特許侵害を構成しないとした。

(詳細についての問い合わせ：弁理士・黒木義樹)